

***** その他の問い合わせ先 *****

1. 電波障害関係

要綱では、建築主に対し専門業者による電波障害発生予測地域についての電波受信状況の事前調査と、その報告書（電波障害予測地域地図等）の市への提出を規定しています。そして、工事中又は完成後に障害が発生した場合には、建築主の責任において共同受信設備を設置するなど、必要な措置を講ずるよう規定しています。

電波受信障害予測地域図や電波受信障害等に関することは、電波障害防止協議会等へお問い合わせください。

2. 民法関係（隣地境界線、隣地との距離、目隠し、日照等）

隣地との関係は、民法の相隣規定として定められています。この規定は、トラブルを予防するためのものですが、もしトラブルが起きた場合は、解決の基準となることもあります。民法上のトラブルは、原則的に建築行政が直接かかわることが出来ません。当事者が話し合いで解決するか、市の法律相談センターもご利用し参考にしてください。また、近年日照権について、建築主等と日照権を求める近隣住民との紛争を通して、日照を受ける利益が権利として意識されるようになってきました。

建築基準法には、一定の建築物に対する日影関係規定（高さの制限）はありますが、個人的に許容できる日照障害の時間等はそれぞれ異なることから、これも民法上の問題になりますので、その基準等について相談してください。

*一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会（建築士会館内）

〒640-8045 和歌山市ト半町 38 TEL 432-6539

* J I A 公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部 和歌山地域会（建築士会館内）

〒640-8045 和歌山市ト半町 38 TEL 432-1558

*近畿受信環境クリーン協議会和歌山県連絡会（NHK和歌山放送局内）

〒640-8130 和歌山市吹上 2 丁目 3-34 TEL 426-7001

*市民生活相談センター（和歌山市役所内）

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 TEL 435-1025

*建築工事紛争審査会事務局（和歌山県 県土木整備部 県土整備政策局 技術調査課）

〒640-8585 和歌山市小松原通り 1-1 TEL 432-4111